

令和 7 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会（第 1 回）

令和 7 年 1 月 16 日

【事務局（越智）】 定刻になりましたので、ただいまから、令和 7 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会を開催いたします。

司会の越智と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

皆様、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、谷川委員、西尾委員がオンラインにて参加いただいております。また、委員名簿に記載のとおり、オブザーバーとして関係省庁様を含めて 16 団体の方々に御参加いただいており、一部の団体様はオンラインでの参加となっております。

本日の検討会はハイブリッドにより開催させていただいております。開催の状況につきましてはユーチューブで同時配信し、動画は会議終了後に議事録公開までウェブ上で配信予定です。

ハイブリッド開催に当たりまして、何点か御協力をお願いいたします。オンライン参加の方は、御発言する以外マイクの設定をミュートにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、御発言がある場合、挙手ボタンをクリックしていただくか、チャットにてお知らせいただきますよう、お願ひいたします。通信の乱れ等何かございましたら、こちらもチャットにて御記入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、通信環境に伴うトラブルが発生した場合には、オンライン参加の皆様にはカメラオフをお願いする場合がございますので、御了承いただければと思います。

それでは、初めに検討会の開催に当たりまして、環境省、関谷局長から御挨拶をお願いできればと思います。お願ひいたします。

【関谷局長】 皆様、こんにちは。環境省の地球環境局長、関谷でございます。本日は、令和 7 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会の開催に当たりまして、委員の皆様、また、オブザーバーの皆様、皆様大変お忙しい中、御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

我が国は今、2050 年ネット・ゼロに向けて、今年 2 月には地球温暖化対策計画、そして GX 2040 ビジョンを決定いたしまして、その下で取組を進めておるわけでございます。なかんずく GX におきましては先行投資ということで、様々な分野での投資が行わ

れ、また、技術開発等が進み、今後その果実として様々な製品あるいはサービスが展開されていくという状況になってきてございます。

こうした中で、今後、脱炭素価値を有する製品の需要創出を通して、設備投資などの予見可能性を高めていくことが大変重要と考えてございます。こうしたことを踏まえまして、環境省としては、今年の上半期にこうした脱炭素製品・サービスの供給と需要の好循環を創出し、バリューチェーン全体の脱炭素化を実現するための必要な施策の取りまとめを行ったところでございます。

今回の検討会におきましては、その取りまとめの中で優先して検討すべきとされた脱炭素価値の評価や表示の在り方について検討を深めさせていただき、需要創出の一助となる制度設計につなげていくということを目的としてございます。

皆様御承知のとおり、足元の状況といたしましては、本年5月に成立いたしました改正GX推進法に基づきまして、来年度から10万トン以上の二酸化炭素を直接排出する事業者を対象としたGX-ETS排出量取引制度への参画が義務化されるところでございます。こうした制度の導入をきっかけといたしまして、今後、脱炭素投資あるいは脱炭素に資する取組を通じて、脱炭素製品あるいはサービスの創出が進んでいくことになります。これを加速するために、その脱炭素価値が正しく評価される環境づくりが大変不可欠になっているところでございます。

本検討会で御議論いただく内容につきましては、こうした2050年ネット・ゼロに向かいました制度設計において大変欠かせないものになってくると考えてございますので、忌憚のない御意見、様々な御議論をぜひ活発にお願いしたいと思ってございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（越智）】 ありがとうございました。

それでは、次に本日の資料の確認をさせてください。委員の皆様には事務局よりあらかじめ電子データにてお送りさせていただいておりますが、議事次第にありますとおりの資料となっております。議事次第、そして資料1から参考資料2までとなつてございますので、過不足等ございましたらお知らせいただければと思います。

また、本日の議題につきましては5つ用意しております。議題（2）と（3）につきましては、関係省庁様から政策動向の紹介ということで、経済産業省様、国土交通省様から御説明いただきます。その上で、議題（4）として国内外のラベル表示制度の紹介の上、最後に脱炭素製品等の定義案について議論いただく時間を設けられればと考えてございま

す。

それでは、次に、本日の出席者、出席委員の御紹介をさせていただければと思います。

資料 1、委員等名簿に記載させていただいている順に役職とお名前を読み上げさせていただきます。

まず初めに、早稲田大学理工学術院創造理工学部教授の伊坪先生。

東京大学未来ビジョン研究センター教授の高村先生。

日本経済団体連合会環境エネルギー本部統括主幹の谷川様。本日はウェブからの参加となつてございます。

筑波大学副学長理事、ビジネスサイエンス系教授の西尾先生。西尾先生についてもオンラインの参加でございます。

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会環境委員会委員長の根村様。

以上の5名となつてございます。

本検討会の座長につきましては、高村委員に事前にお願いし、御了承いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。また、オブザーバーとしては、記載のとおり、関係省庁の皆様、そして関係団体の皆様に御参加いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただければと思います。以降の議事の進行につきましては、高村先生、よろしくお願ひいたします。

【高村座長】 ありがとうございます。ただいま御紹介がありましたように、この会合の座長として進行を務めさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

既に関谷局長から、この座組の重要性についてお話をあったところかと思います。50年ネット・ゼロという気候変動対策の目標とともに、それに向けてどう産業・経済の構造を転換していくかという意味で、経済主体、事業者の皆様のお取組の果実であれば、製品・サービスがしっかりと環境価値の観点から評価をされ、それを消費者・需要家が選択できる。そういう制度、市場環境をどうつくっていくかということであろうかと思います。既に環境省さんの検討については先ほど関谷局長から御紹介がありましたけれども、経産省、国交省でも同様な観点から議論が進んでいると理解をしています。非常に重要なテーマ・議題だと思いますので、ぜひ皆様のお知恵をいただけるようにお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議題に入ります。議題（1）であります。検討の背景・目的について、資料3に基づきまして事務局から御説明をお願いできればと思います。よ

ろしくお願ひします。

【小野室長】 脱炭素ビジネス推進室の小野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、私から検討の背景・目的を御説明させていただきたいと思います。次のページをお願いできますか。

まず、検討の背景でございます。今年の2月に地球温暖化対策計画が改定されまして、2050年ネット・ゼロ実現に向けまして、これまでよりもより踏み込んだ中間目標が設定されました。また、昨今の排出削減対策の潮流としましては、GX経済移行債やカーボンプライシングといった政策によって、生産段階でのGX投資は進みつつある状況かと思っております。

一方で、こういった脱炭素投資・取組を長期的・継続的なものとして定着させていくためには、脱炭素に資する製品・サービスの価値がしっかりと評価されまして、需要側で購入されることによって市場を支えていくといった仕組みを実現していくことが必要だと思っております。例えば脱炭素製品の中では、省エネによって消費者に便益をもたらすもの。具体的に申し上げますと、コストが下がるものです。そういうものもあれば、現時点では対策技術のコストが高いがゆえに、製品価格自体も高くなってしまうというものもございます。そういうような製品も踏まえまして、消費者・企業・政府がその価値を理解して、購入することが予見できて、企業の脱炭素投資というのを後押しできるような市場の創出を目指していきたいと思っております。

こういった背景を踏まえまして、今年の5月から7月にかけて、グリーン製品の需要創出によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会を開催してまいりました。この中では、今後講じていくべき施策を整理してまいりまして、とりわけ政府・企業・消費者における最終需要の喚起が優先的に着手すべき事項であるとまとめてまいりました。

こういった背景の上で、本検討会の狙いとしましては、GX投資によって製造された既存製品と性能が変わらないものの、現時点においては高コスト化してしまう製品・サービスが有する脱炭素価値というものを分かりやすく消費者に伝えて、普及を後押しするような評価・表示スキームというのを検討してまいりたいと思っております。具体的に申し上げますと、どのような特徴を持った製品・サービスを脱炭素製品と位置づけるのか。評価対象とする取組は何なのか。既存制度との連携をどうしていくのか。こういったところの議論をお願いしたいと思っております。

こちらの資料は少し冗長にはなるのですけれども、脱炭素価値を有する製品・サービス、以下、脱炭素製品等と省略させていただいておりますが、これらは、設備投資や技術革新に伴う生産コストの増加によって、当該コストが製品価格に転嫁されるような場合がございます。こういった設備投資や技術革新には多額の費用を要するために、製造された財／サービスに対する需要が担保されることが投資の呼び水になると考えております。こういった製造コスト増に伴って製造された財／サービスが有する脱炭素価値をしっかりと見える化して、評価できる環境を整備することが、需要担保の一助になると思っております。

もちろんこういった表示ラベルで全てが解決するということはないかと思っております。こちらに記載させていただいている様々な政策と連携することによって、脱炭素価値の訴求、初期市場の確保、脱炭素製造・調達のコスト削減といった3つのサイクルをしっかりと回していくことが重要と思っております。とりわけ本検討会におきましては、脱炭素価値の訴求に重点を置きつつ、脱炭素市場の確保・拡大との接続についても検討をお願いしたいと思っております。

今後のこの政策運用までのスケジュールを示しております。25年度、26年度の2年間をかけて制度設計、運用体制の整備を進めていきたいと思っております。27年から少しづつ運用を開始していければと思っております。

以上になります。

【高村座長】 御説明どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局から資料3について御説明がありましたけれども、御質問、御意見がある委員がいらっしゃいましたら、札を立てるか、あるいはオンラインで御出席の皆様は、手挙げ機能なりチャットを使って教えていただければと思います。いかがでしょうか。

今年の上半期まで検討する過程に何らかの形で関わっていらした先生方、委員の方が多いかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今、事務局から御説明がありました検討の背景・目的を踏まえて議論をしてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移りますけれども、議題（2）であります。こちらは、GXリーグにおける検討の方向性について経産省様から、その後、続いて国交省様から建築物のライフサイクルカーボン評価等の促進に向けた施策の検討状況について御説明いただこうと

思います。

それでは、まずGXリーグにおける検討の方向性について、資料4に基づいて経産省からお願ひできればと思います。

【経済産業省（大原）】 ありがとうございます。経済産業省環境経済室の大原と申します。本日はGXリーグにおける検討について御説明させていただければと考えております。

まず、ページをめくっていただきまして3ページでございます。GXリーグの御紹介とこれまでの活動についてでございます。GXリーグ自体は、カーボンニュートラル移行に向けて、挑戦を果敢に行っていただいてGXを牽引するというような企業さんの集まった枠組みとして2023年に発足してございます。現在700社を超える企業さんに御参加いただいており、参画していただいている企業さんには25年、30年の削減目標を設定・公表していただいて、23から25年の3年間について、自主的な排出量取引の試行的な実施というものをしていただけております。また、併せてGXの需要創出もその当時から重要だということで、そこに貢献するための企業さんに集まっていたり、ルールメークィングについても議論が進んでおります。

一例として右下の図でございますけれども、削減貢献量です。御案内の皆さん多いと思いますが、グリーン製品・サービスの普及を通じて、企業が社会全体の排出削減にどれだけ貢献したかという指標として、貢献量というものを算定するような取組でございます。こういったものを発信して、日本の高効率な製品を世界にもアピールできるような指標をつくっていくという取組もGXリーグの中で進んできたところでございます。

次のページをお願いいたします。GXリーグ700社超と申し上げましたが、参画いただいている企業は、製造業の方はもちろんですが、エネルギー関連の方、輸送の方、金融の方も含めて幅広く御参加いただけています。来年度から始まるETSは、直接排出が一定の閾値を超えることを義務の水準にしますので、そういう意味では、それよりも広い企業の方々に御参加いただいている枠組みということになってございます。

次のページをお願いします。こういった枠組みの中で、企業さんの中でも、需要創出という観点で積極的な取組をしていただいている事例が出てきてございます。下に例を幾つか載せさせていただけています。不動産の事業者さんが、低炭素の鉄を採用するということをコミットいただいたり、エアラインでSAFの導入目標をつくっていただいたり、アパレルでカーボンフットプリントゼロの商品をリリースいただいたり、小売部門でバイオPETの容器だったり、トレーを使わないといった形で削減の努力を企業さんの中でやつ

ていただいているという事例が出てきてございます。

次のページをお願いいたします。そういった中でGXリーグの見直しの方向性というものをこの12月に経済産業省の研究会で取りまとめてございます。どういった観点かと申しますと、先ほど少し御説明させていただいたように、GXリーグは、そもそも来年度からコンプライアンススキームによるETSが始まるのに先駆けて、自主的な仕組みということで試行的にやってきていただいたわけですが、そちらについてはコンプライアンススキームができますのでそちらに移行するということで、GXリーグの役割の一部が抜け落ちるという形になります。

逆にといいますか、ETSが始まる中で、ある種義務的な排出削減に努めていただく中で、上流からGXの部素材・製品・サービスというものがどんどん市場に供出されるようになってきますので、本検討会と我々も同じ思いでございますけれども、そういった製品・サービスがしっかりと需要として受け入れられる環境をつくらないと回っていかないというところに問題意識がございます。GXリーグの取組も、先ほど申し上げたようにETS以外も含めて、幅広いGXに関心ある企業の方々に入っていただいている取組ですので、そういった中で需要創出やサプライチェーンでの排出削減に重きを置いて、そういったところに取り組んでいく企業の枠組みに変えていきたい、トランスフォーメーションしていくたいということで考え方の方向性をまとめてございます。

次のページ以降で具体的な説明を簡単にさせていただきます。右下のところを御覧いただきまして、GXリーグの方向性です。これまでもやってきたのですが、ルールメイキングに力点を置いて、GX製品・サービスの調達・販売とサプライチェーンでの排出削減を重視していくという話と、やはり需要創出に向けて、企業さんに頑張っていただくということでございますので、頑張っていただいた企業さんがしっかりと評価されるような枠組みを我々としても整備していきたいなと思っております。ラベリングもその一つだと思います。表彰とかランキングのような仕組みで努力を評価して、外部にアピールできるような仕組みを今後考えていきたいと考えております。

また、GX予算の決まっているものを事業者に使っていただくときに、特に需要創出に対して積極的に取り組んでいただいている方にインセンティブを付与するような仕組みが考えられるのではないかと考えてございます。

次のページをお願いいたします。そういった中で、次期GXリーグは少し枠組みを変えていくわけですが、参画要件もそれに合わせて変えたいと思っております。Scope 1、2の

排出の算定目標みたいなことは引き続きやっていただくのですが、併せて需要創出やサプライチェーンでの取組といったところに参画する企業さんにはコミットいただくということを要件にしたいと考えてございます。

どのようなコミットかというと、下に3つほど類型が書いてございます。1つが、GX製品・サービスの需要創出に貢献すること。2つ目が、サプライヤーの方との協業をチェーンの中で進めていただくこと。3つ目が、金融機関さんを想定してございますが、ファイナンス面でサステナブルファイナンスを推進するような取組をしていただくといった要件に対して、この中に含まれる項目を選んでコミットいただくようなことを参画要件としていきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。これまでの取組でもあるのですけれども、GX率先実行宣言というものをGXリーグの取組の中で枠組みとしてつくりました。これは、GX製品・サービスが世の中出てくる中で、やはりオフティクする方がいらっしゃらないと、なかなか価格面とか課題もありますので、市場が広がっていかないということでございます。積極的に調達している企業さんを見る化することで、真ん中に書いてあるような製品・サービス群。一言で言えば、政府が中長期的に支援しているGX製品・サービスと言えると思います。そういうものについて、何年度までにこれくらい調達するということを宣言いただいて、宣言いただいた内容に応じて、宣言企業としてアピールさせていただくということでございます。

次のページをお願いいたします。これは昨年11月にできまして、1年くらいたつのですけれども、これまでに51社に宣言していただいております。なかなかSAFとかも含めて、まだ世の中出てきていない取組も含まれてございますので、現在の宣言内容は、EVや水素への燃料転換やグリーンスチールというところが多いのですけれども、こういった取組・製品が出てくる中でもっと広げていきたいと思ってございますし、少しこの対象を拡大したり、もう少しオフティカの方が取り組みやすいような形に変えていくことについても検討してまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。優れた需要創出の取組を行う企業さんをどうやって外部に知っていただくかということでございます。ランキングや表彰制度というようなものを、率先実行宣言自体は宣言をしていただくということなのですが、実際にそれを実施したという企業さんはさらに積極的にやっていただいているということだと思いますので、そういう企業さんを評価するような仕組みがつくれないかということです。これについ

ては、方針を決めておりますが、詳細の評価方法・評価基準については、年明け以降また検討していきたいと考えています。

次のページをお願いします。最後でございます。今申し上げたような率先実行宣言や表彰制度、ランキング制度のような評価する制度などを含めて、需要創出に向けた取組をやっていただくということと併せて、需要創出への貢献度合いというものを定義して、それに応じてGX関連予算の補助金や委託事業において、そういったことをやっていただきたい企業にインセンティブが与えられるような仕組みというのも併せてやっていきたいと思っております。排出削減の取組と需要創出はGXの両輪でございますので、そういった仕組みを経済産業省の中でも検討してまいりたいと考えております。

本検討会とも同じ思いというか、同じ目的で動いていくことだと考えておりますので、密に連携してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上です。

【高村座長】 大原さん、どうもありがとうございました。御質問、御意見については、この後の国交省さんからの御報告と合わせていただこうと思います。

続きまして、議題（3）の建築物のライフサイクルカーボン評価等の促進に向けた施策の検討状況について、資料5に基づきまして、国土交通省から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

【国土交通省（平山）】 国交省住宅局の平山と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。私から資料5に基づきまして、簡単に建築物分野の取組状況について御紹介できればと思ってございます。

まず、資料5の2ページ目です。もともと建築物分野は、省エネ対策をしっかりとやらなきゃいけないということで、ここ数年、建築物省エネ法という法律も改正されていますし、かなり頑張ってきたところでございます。

左下の図でいきますと、赤い文字で書いてあるオペレーションカーボンというところでございまして、建物を使っている段階のエネルギー消費を減らすということで、エネルギー由来のCO₂を減らしていくということを頑張ってきたわけですが、ふと冷静になると、建物を使う以外にも、そもそも建てる段階や改修する段階、解体する段階でたくさんCO₂が出ているじゃないかということで、右側の円グラフです。これはケーススタディーをすると、半分ぐらいが建物を建てる段階、改修する段階、解体する段階のカーボンということになっています。これを緑の文字で書いていますが、エンボディドカーボンと言う

わけですが、これをしっかりと減らしていくべきやいけないねということで取り組んでいます。このオペレーショナルカーボンとエンボディドカーボンを合わせて、ライフサイクルカーボンと表現しています。

特に難しいところが、青い字で書いてあるアップフロントカーボンというところでございます。これは建物を建てる段階のCO₂のことを言っているわけです。建物は非常に多くの部材、建材それから設備から構成されていて、1棟につき数万から数十万点の部品および製品から構成されているわけです。これをしっかりと把握するためには、真ん中に式を書いていますが、どのくらいの物量が使われているかという量と、単位量当たりどのくらいCO₂を出す建材・設備なのかということを掛け合わせて足し合わせて、CO₂で積算をするようなイメージです。これでしっかりと把握しなきやいけないというところが1点難しいところかなと思っています。今はまだ建物ごとにどういうライフサイクルカーボンなのかという数字が把握できていない状況ですので、まずはそれをしっかりと把握しましょうということを今頑張っている状況でございます。

3ページ目は御参考です。EUでは、昨年の4月にEU指令が改正されまして、2028年から1,000平米を超える新築の建物については、このライフサイクルカーボンを算定して開示しなければならないということです。このEU指令に基づいて、現在、加盟各国が規制をつくっているという状況でございます。既に左下の表のように、一部の国、デンマークとかオランダなどいろいろ書いていますけれども、着工規制ということで、CO₂が一定の値を下回らないと着工してはいけないという非常に強力な規制もやっているところがあるという状況でございます。

4ページ目も御参考です。今、金融庁さんのほうで、有価証券報告書においてScope 3を含めたサステナビリティ情報を開示してもらうという検討を進めている状況でございます。これは不動産ディベロッパーあるいは規模の大きな住宅供給事業者の方からすると、まさに自社のScope 3、これは何かというと、建築物ごとのライフサイクルカーボン、取り組んでいるプロジェクトのライフサイクルカーボンが自社のScope 3ということになりますので、それを自らの有価証券報告書に書くということになると、やっぱりそれをしっかりと把握しなきやいけないよねということで、建築業界としても非常に盛り上がっているという状況になっています。

5ページ目です。やはり建築設計が難しいところは、様々な要素というか、考えなければいけないことを見比べて、バランスを取って、文字どおりまさに最適設計をするという

ところがポイントでございます。今、建物の安全性あるいはバリアフリーとか省エネといったことは考えて皆さん設計いただいているのですが、建築物の脱炭素化ということでいきますと、なかなかライフサイクルカーボンというところまでは気が回っていないという状況ですので、そこをしっかりと見て、最適解を出すような設計をいただくということが重要なのかなと思っています。

6ページ目、これはライフサイクルカーボンを図にしたものです。建物として脱炭素化を頑張っていくということに加えて、やっぱりこの取組は、半分は建材・設備の脱炭素化の取組をしっかりと需要側として受け止めるということなのかなと思っています。6ページの左側に模式的に書いていますが、様々な建材・設備製品、この中にはかなり低炭素の取組を頑張っているとか環境負荷の低いものを作っているという建材・設備メーカーさんがいらっしゃいますので、そういった努力というか取組をしっかりと川下側である建築物サイドで受け止めて、それを評価できるような仕組みをつくっていくべきじゃないかという問題意識でやっているところでございます。

7ページ目です。今、右側にありますようにライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議というのを昨年の11月から開催しております。この中で基本構想といった形で、各省庁の共通した認識をとりまとめたところでございます。その後、右下にございますが、今年の6月から、制度検討会といって、具体的に制度をどうするかということを検討している状況でございます。

8ページ目です。基本構想ということで、先ほどの関係省庁連絡会議で今年の4月末に公表しているものでございます。1つ重要なのが、右側の緑のところで書いていますが、2028年度を目指し、建築物のライフサイクルカーボンの評価の実施を促す制度の開始を目指すということで、残り2年ちょっとという状況です。2028年度に向けて制度を構築しようということで、政府全体で今頑張っているという状況でございます。

左下のアプローチというところで書いていますが、やはりいきなり厳しい規制をやるということはなかなか難しいと思っていますので、段階的に制度を構築するということも重要なのかなと思っています。

では、どのような制度とすればいいのかということについて、次の10ページ、11ページに載せております。高村先生にも委員として御参加いただきまして、制度検討会といった形で、今年の6月から9月まで集中的に議論したところでございます。

11ページにありますように、特に建材製造等事業者の団体の方々に本当にたくさん入

ってていただきて、オブザーバーだけで62団体という大きな会議です。この中で、どういった制度があり得るかということを議論してきたところでございます。10月上旬に、次の12ページにありますような中間とりまとめの案というものを公表したところでございます。これと同時に、13ページにあるようなロードマップの案も10月上旬に公表しているところでございます。

少し飛びますが、14ページで、制度の骨格について模式的に表現をしております。この中間とりまとめ案の中で御提案いただいている制度の案というのがこの14ページです。下のほうの図を見ていただくと分かるかと思いますが、まず5,000平米以上のオフィスビルについては、新築あるいは増改築するときにライフサイクルカーボンをしっかりと算定して国に届け出ていただくということをやってはどうかといったことがございます。

もう少し対象を広げて、2,000平米以上の非住宅建築物については、届出ではなく、設計者、建築士の方から、建築主、施主に対して、ライフサイクルカーボンのことを説明するということをやってはどうかと。

さらにもっと対象を広げて、住宅も含めたあらゆる建物について、これは規制的なものではないのですが、真ん中に書いていますが、登録評価機関による建築物ライフサイクルカーボン評価結果の第三者評価・表示制度ということで、建築物の単位でどのぐらいのライフサイクルカーボンかということを第三者の機関が評価をして、それをラベルのような形で表示できるという仕組みがあつてはどうかという、この3つの柱でやってはどうかといった御提案をいただいているところでございます。

少し戻ってしまいますが、12ページの(5)のところです。今、建物側として届出制度と説明制度と表示制度ということで3つの柱をお話ししましたが、やはり建材・設備側にも頑張っていただきなきやいけないということで、12ページの(5)のところで、建材・設備のCO₂排出量原単位の整備ということで書いています。やはり建材・設備の製品単位でしっかりとCO₂排出量が分かっていないと、それを建築サイドで積み上げるということもできませんので、この(5)の右のほうに早急に講ずべき施策の方向性と書いていますが、建材・設備のCO₂排出量原単位の整備方針を策定すると。あるいは、建材・設備における表示ルールの策定も検討すべきということです。今後2028年度に向けて、そういうった建材・設備側での制度設計も必要になってくると思ってございます。

13ページは飛ばしてしまいましたが、ロードマップの中で、今申し上げたような取組は、あくまで第1ステップだと位置づけております。13ページの矢羽根の2030年代

というところから右側ですけれども、最終的にはライフサイクルカーボンの削減に向けて、さらに措置を強化していかなければいけないと思っていますので、2028年度で終わりでなくて、その後3年以内に見直しをするといったことを書いている状況でございます。

最後、15ページについては、具体的にどうやって建築物のライフサイクルカーボンを減らすかという具体的な例を書いているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【高村座長】 平山さん、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど経産省様から紹介いただいた資料4、国交省さんからいただきました資料5につきまして、委員の皆様から御質問、コメント、御発言を御希望の皆様がいらっしゃいましたら教えていただければと思います。会場にいらっしゃる委員の皆様は、札を立てていただけだと大変ありがとうございます。オンラインで御出席の委員の皆様は、手挙げ機能ないしはチャットで教えていただければと思います。それでは、いかがでしょうか。

伊坪先生、お願ひいたします。

【伊坪委員】 早稲田大学、伊坪です。御説明ありがとうございました。

経済産業省の御説明について、御説明あったかもしれないんですが、お伺いしたいのは、まずGHGの算定を例えばScope 1、2から3に広げていくということで、これを実際に定量的な評価を通してその支援をやっていくといった辺りが、どれぐらい間、連動されているのかという辺りをぜひお伺いできればと思います。

あと、国交省の御説明についてなんですけれども、算定を通してということで、まずは算定が一つの柱になって、基盤になった形でこれから政策を進めていくと解釈いたしましたが、その際の一つのポイントが、木材バイオマスをどう評価に含めていくかというところだと思っています。特にネガティブな部分、CO₂の吸収固定量をどう評価に反映するのか。

もう一つ、土地利用の部分です。GHGの計算の部分では比較的不確実性が高い一方で、でもそこをしっかりと評価すること自体が、建築物の評価を行う上で非常に重要な視点かなと思っているんですけど、こここの部分についての現在の評価の取組について、どれぐらい反映されているのかというところについてもお伺いできればと思います。

以上です。

【高村座長】 ありがとうございます。委員の皆様から一連御質問いただきて、まとめて大原さんと平山さんにお返ししようと思います。

それでは続きまして、会場にいらっしゃる根村委員、お願いいいたします。

【根村委員】 よろしくお願いいいたします。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の根村と申します。いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございました。

1点、経産省さんにお伺いします。資料3ページにありました「ルール形成を通じた市場の創造」の削減貢献量ですが、これはどう算出するのかを教えていただけますか。、どう企業評価をしているかということに直結するかと思いますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、オンラインで本日、御出席の西尾先生、御発言をお願いできますでしょうか。

【西尾委員】 西尾でございます。今の委員と同様の質問を私もしたいと思います。

経産省さんが出してくださっている削減貢献量はどうやって算出されているのでしょうか。しかも個々の製品やサービスごとの削減貢献量を算出するということですね。また、この削減貢献量はどんな形で表示されているのでしょうか。今回のこの委員会で議題となっている脱炭素型製品の表示と重複するかと思いますが、この辺はどのように考えればよいでしょうか。

経産省さんの基準や表示方法と環境省さんの基準や表示方法は統合するというお考えはあるのでしょうか。以上の点について教えてください。

【高村座長】 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員、よろしいでしょうか。

谷川委員、お願いいいたします。

【谷川委員】 谷川でございます。

西尾委員のご発言に関連して、国交省さんにお伺いします。今後の課題として、「表示」を挙げていただいておりますが、今回の検討会に特に期待されていることなどあれば、ご教示いただければと思います。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、委員から一連御質問、御意見をいただきましたので、経産省、大原さん、それから国交省、平山さんから、それぞれお答えできるところでお話をいただければと思います。恐らく西尾先生の事務局宛ての御質問は、この後の議論の中で御説明があるかなと思いますが、もし環境省事務局からあれば、お願いしたいと思います。

それでは、大原さん、よろしいでしょうか。

【経済産業省（大原）】 御質問ありがとうございました。

伊坪先生からいただいたG H G Scope 3の関係です。GXリーグの中でどうしていくかという話だったと理解しておりますが、GXリーグ自体は中小企業もいらっしゃいますし、2ページ目に載せているのですけれども、いろいろな企業さんが集まって、需要創出のために先進的な取組を進めていくことを奨励しようという取組でございます。位置づけとしては、何かしら統一的な、これをやれということを求めるような枠組みではないというのがございます。

そういう中で、これから需要創出に向けて企業さんができることをいろいろ、これということではなくてやっていただこうということで、すみません、資料の9ページを開いていただけますか。ここの2ポツにあるような、GX製品・サービスを調達してください。もしくは最終製品として来ているものを販売してくださいというのと併せて、サプライヤーとの協業というのがScope 3にかなり当たるものかなと思います。この中で、Scope 3の目標を算定してくださいとか設定してくださいというのも参画の要件の一つにしていたり、ほかにもScope 3に係る、発信している情報をサプライチェーン上で開示してくださいとか。あとは、取引先の上と下でScope 3に関するいろいろなやり取りをしてくださいというようなことで、Scope 3も注目はしているのですけれども、これについて何かをやれということにはしていません。いろいろな先進的な取組の中で、Scope 3に関わるものも含めてやっていただける企業さんにはぜひ入って広めていただきたいというような、ちょっと言い方は難しいですけれども、緩いといいますか、いろいろな取組を認めるような枠組みとさせていただいております。

この中でルール化できていければ、経産省に限らずいろいろな省庁でルールとして入れていくというのはあるのかもしれません、まずは試行的にいろいろやっていただくような枠組みとして、企業さん、皆さんの取組を評価していきたいなと思っております。

もう一つ、根村先生と西尾先生から、削減貢献量の話をいただいたと思います。削減貢献量は、GXリーグである種ガイドラインのようなものをつくらせていただいているのですけれども、これが統一的なルール、またこうするといろいろなところで通用しますということを保証しているものではなくて、統一的なルールのようなものがあるわけではないのですけれども、国際的に海外も含めて日本の製品を売っていこうと思うと、ETSのような直接排出の世界だと、例えば効率のいい空調・照明みたいなものをつくったときに、

いっぱい売れると直接排出は増えちゃうというわけですが、売った販売先でのエネルギー消費が減る、もしくは排出削減が起こるということで、そういった削減価値というものをしっかりと訴求していくのが、日本の製品、競争力のある製品を海外で売っていくときに指標として大事だらうということです。

そういった意味で、ある製品のベースラインを決めて、そこからどれだけ省エネとか排出削減の原単位がよくなつたかというところを測る指標というのが、売ることで削減に貢献する量と定義させていただいているというか、ガイドラインの中で示させていただいております。そういった考え方を、例えばCOPのようなところで、日本の企業さんと一緒にになって、Scope 3の中でもこういった考え方ってあるよね、ということを広めさせていただきながら、世界的にも受け入れられるように活動しているというところでございます。

そういった意味で、削減貢献量については今後いろいろな標準とか基準ができればもちろんいいなとは思っているのですけれど、現時点ではそういった考え方を広めさせていただいているという状況でございます。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、平山さん、お願ひいたします。

【国土交通省（平山）】 続けてすみません。国交省の平山でございます。御質問ありがとうございました。

建物のライフサイクルカーボンの計算方法の詳細あるいは表示のルールについて、これからまさに2年間で検討して決めていくという状況にございます。その中で、建物のライフサイクルカーボン評価結果の第三者認証・表示制度で表示をするときに、伊坪先生から御指摘いただきました木材の炭素貯蔵量については表示をしていくということが考えられると思っています。算定のルールの中で、すみません、土地利用、土地の分についてはちょっと手が回らないだろうと。上物についての評価ということになってしまうだろうということは考えております。

それから、谷川委員からいただきました、この検討会との関係というか期待ということです。恐らくこの後、資料6-2の中で少し登場するかなと思いますが、建物の特に建材・設備については、表示をするというのはプロ向けというか、B to Bなのかなと思っています。その点、消費者ということ、最終的なエンドユーザーということを考えたときに、少し毛色が違うものではありますけれども、分かりやすく伝えていく、表示をしていくという点においては同じだと思っていますし、建築という個別の領域、建材・設備という個

別の領域ですけれども、この検討会で議論いただくような全体の動きというのもしっかりと横目で見ながら、連携を図っていきたいと思っているところでございます。

私からは以上でございます。

【高村座長】 ありがとうございます。

環境省からは、後の議論の中で御説明ということでよろしいでしょうか。

もし委員から追加で御発言の御希望がないようでしたらすけれども、もしなければ次の議題に移りたいと思います。今の議論からも分かりますように、もちろんこの後の議論に関わってまいるかと思いますけれども、議題（4）でございます。国内外におけるラベル表示制度の紹介について、資料6－1に基づいて、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

【小野室長】 今、高村先生からお話しいただいたように、既に国内外においてたくさんのお脱炭素価値のラベルがありますので、そうしたものを今日、御紹介させていただきたいと思います。

こちらが、今回ベンチマークしました表示の一例にはなっております。たくさんのラベルがございまして、表示方法も異なりますし、評価している取組も違うという状況になっております。こういったものをベンチマークしていく中で、今後検討していくべき表示制度に対して、具備していく要件というのを整理しております。

まず、要件の1つ目です。消費者視点で見ますと、顧客への必要十分な訴求を行いながら、グリーンウォッシュにならないことということです。具体的に申し上げますと、脱炭素に焦点を当てて過度に複雑な情報とならないこと。脱炭素のうち削減量の絶対値だけではなくて、削減に向けた努力の度合いもしっかり評価すること。あとはB to C市場を意識して、理解に高度なリテラシーを必要としないこと。多様な製品・サービスがございますので、こうしたものを統一的に表示できること。国際標準やその解釈というのがしっかり確立されておりまして、国際的にも理解されること。こういったことが必要かと思っております。

要件の2つ目です。こちらは企業視点で見ますと、対応の負担が過剰にならずに企業の早期利用拡大が期待できることというが必要かと思っています。こちらも具体的に申し上げますと、脱炭素調達などの制度とのリンクがしっかりとできまして、利用が需要創出につながっていくというところです。あとは取組の進度や企業規模の大小など、多様性がしっかり考慮できること。業界ルールの形成、個社の算定精度、第三者認証などの要求に対

して柔軟であること。あとは、個別業界で先行して定める規格などもございますのでこういったものとの整合もしっかりと考えていきたいと思っております。他社製品との比較など、ハードルが高い利用方法を必要としないといったことも重要な点かと思っております。

4ページ目以降、個々のラベルの詳細なベンチマークの結果を記載させていただいているので、本日、御説明を割愛したいと思いますが、後ほど御確認いただければと思います。

以上になります。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして議題（5）について、脱炭素製品等の定義案（評価対象）の提示と議論について、資料6－2に基づいて、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

【小野室長】 続いて御説明させていただきたいと思います。

今後の検討のステップをこちらのスライドで記載させていただいている。最初に評価対象を決めて、その後、評価方法、表示方法、運用方法という形で検討を進めてまいりたいと思います。特に本日の第1回検討会におきましては、この赤枠で囲っている部分、脱炭素製品などの評価対象及び評価方法の基本方針について議論をお願いしたいと思っております。

次のページをお願いします。本日の検討会の論点を記載させていただいている。主に3つございます。1つ目は、対象製品・サービスは何かというところです。2つ目が、対象とする取組は何か。3つ目が、既存制度との連携をどのように図っていくかというところになります。詳細は次のページ以降で御説明させていただきます。

まず、対象製品・サービスは何かというところです。こちらも論点が3つございます。1つ目、1aのところです。対象を最終製品・サービスのみとするか、中間製品・サービスも含めるかというところです。こちらの方向性案としましては、脱炭素製品等の需要創出におきましては、最終製品の需要が不透明なことが共通の課題であることを踏まえて、最終製品を優先するのでどうかという形で一旦取りまとめさせていただいている。

次の論点1bのところです。Bt o B、Bt o G、Bt o Cのいずれにフォーカスするかというところです。こちら、Bt o B、Bt o G市場が、訴求によっての需要喚起につながりやすいという側面もございますので、こういったところを起点にしながら、Bt o C市場に拡大していくことが効率的ではないかという形で取りまとめさせていただいている。

おります。

3つ目、1cのところです。対象とする製品・サービスカテゴリーは何かというところです。具体的に事例を挙げますと、GX率先実行宣言やグリーン購入法で定義されている製品といったものが一つの事例にはなるかなと思っています。こちらは何を対象にするかというところは少し議論も複雑になるかと思っていますので、第2回検討会以降で議論させていただきたいと思っております。

次の論点です。対象とする取組は何かというところです。こちらも論点が3つございます。2aのところです。評価する対象の取組は何かというところです。こちらは選択肢としましては、結果型、貢献型、努力型という3つがございます。結果型というのは、具体的に申し上げますとCFPや削減率といったものをイメージしております。貢献量は、削減貢献量です。3つ目、努力型というのが、GX率先実行宣言に代表されるような、削減に向けたプロセスの中でその企業がどこまで進んでいるのかといったものを評価する形をイメージしております。

こちらの方向性案ですけれども、結果型、貢献型につきましては、公平性や算定の難易度といった課題がございますので、制度初期は、ネット・ゼロ実現に向けた行動の成熟度を評価する努力型を中心に据えて、CFP削減率や削減貢献量は、成熟度の段階に位置づけてはどうかという形で一旦記載させていただいております。

次の論点2bのところです。取組の度合いをどのように評価するかというところです。こちらは縦比較と横比較という選択肢がございます。縦比較は、過去のその企業の状況と比べて、どれぐらい脱炭素化の取組が進んでいるかというのを評価するものになっております。横比較は、業界内での他社との比較をするというのをイメージしております。こちらも先ほどの議論と同様で、どうしても公平性の面で難しさがありますので、当面は縦比較を主軸として、各企業の取組の成熟度を時系列で評価、削減に向けた行動段階といったものを評価するという形でどうかと記載させていただいております。

続いて2cのところです。取組の度合いをどのように表現するかというところです。定量評価、段階評価。段階評価というのは、みえるらべるに代表されますように、星の数などといったもので評価するものをイメージしております。あと定性評価です。この3つが選択肢としてございます。定量評価は、先ほどの話と同様で公平性の観点で難しいということがございますし、定性評価に関しましては、比較性が低いこともありますので、最終的にネット・ゼロにつながるような取組を段階的に評価するという形でどうかと取り

まとめさせていただいております。

この論点については、追加で今後議論していくべきことが幾つかあるかと思っております。1つ目が、段階評価していく中で、この段階を3段階にするのか、5段階にするのかといったことを決めていく必要がございます。あと、レベル1、レベル2、レベル3という形で幾つか段階を区切っていくことになりますが、こういったものをどういうふうな定義づけでレベルアップさせていくのか。

こちらは幾つか事例がございます。1つ目は、順次クリア型というものです。よりレベルアップした行動をしっかり評価していくという形のやり方もございますし、もう一つは充足数型と言われるような、ネット・ゼロに向けた幾つかの要件がありまして、その要件の幾つを充足したかによってレベルづけをしていくといった考え方もあるかと思っております。

また、まさに追加の論点としましては、レベルを定義づけるための要件を何にするかといったことも今後議論していく必要があるかと思っております。

次のページをお願いします。続いて、既存制度との連携を具体的にどのように図るかというところです。こちらも同じく論点が3つございます。1つ目は関連政策との整合ということです。例えばGX率先実行宣言、あと建物分野のLCCO2強化の取組といったものとの連携をどうやって図っていくかというところをしっかり議論していきたいと思っております。また、業界の取組の接続というところで申し上げますと、グリーンスチールなど業界独自の脱炭素認証とか算定のルールができてきていますので、こういったものとの接続というのもしっかりと議論してまいりたいと思っております。3つ目の論点です。民間の表示もたくさんございますので、こういったものとの整合というのもしっかりと図っていきたいと思っております。

次のページをお願いします。こちらのページは、既存の政策との連携について、一つの案を記載させていただいております。例えばGX率先実行宣言で申し上げますと、脱炭素製品等をGX率先実行宣言の調達対象カテゴリーと明示することによって、排出削減価値の高い製品・サービスの調達インセンティブが働く設計としてはどうかということです。もう少し簡単に述べますと、GX製品を調達して作った完成品といったものに本検討のラベルをつけられることをルールづけることによって、企業から見れば、消費者に脱炭素製品として訴求できる形になりますので、それが一つのインセンティブとして働くのかどうかということをイメージしております。

その他、グリーン購入法で申し上げますと、このラベルがついていることをグリーン購入法の対象とすることによって、そうしたものも企業のうれしさにつながってくるかと思っております。

続いて、業界独自の脱炭素認証・算定のルールが一部推進されておりますので、そういったものとの整合を一部事例として、書かせていただいております。

まず、事例で挙げますと、例えば鉄鋼業界さんで言いますと、GXスチールガイドラインというのが既に整備されております。アロケーション方式を基に、ロゴマークの商標登録もされているという状況です。このGXアロケーション方式とグリーンスチールを活用した最終製品のCFPの算定をどのように整理するのかというのも今後の議論の大きなポイントかと思っています。もう少し簡単に申し上げますと、現状、まだこのアロケーション方式というのは、GHGプロトコル上、排出削減と認定されていないというところもございますので、こういったものをしっかりと訴求できるような表示の仕組みにしていく必要があるかと思っています。

次のページをお願いします。既存の表示制度との連携です。例えばタイプIとかタイプIIIといった表示ラベルにつきましては、これは既にCFPの結果、あとGHG削減の度合いというのが評価されている形になっていますので、この結果、評価結果というのを基に、我々の検討するラベルでもしっかりとその評価結果を織り込んでいかなければいいかと思っています。また、タイプIIのラベルにつきましては、こちらは民間のラベルですので、これの信頼性を補足するような形として、今検討でのラベルというのを使っていっていただければと思っています。

次のページをお願いします。これは今後の予定です。本日、この青色の評価対象のところを中心に御議論いただく形になりますので、第2回以降で、また赤色の評価方法の検討をお願いしていくようにしたいと思っております。

御説明は以上になります。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、この後、委員の皆様からまず御発言いただこうと思うんですけども、本日の議論を深めていく上で、業界の取組事例について紹介いただきたいと思います。今後も恐らくそういう機会があるかとは思いますけれど、本日は鉄鋼業界での取組事例について、一般社団法人日本鉄鋼連盟様から資料を用意していただいております。参考資料2に基づきまして、御説明をお願いできればと思います。大変恐縮ですけれども、時間は3分以内をめ

どにお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

【日本鉄鋼連盟（堂野前）】 承知しました。日本鉄鋼連盟の堂野前と申します。今日は発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

早速、めくっていただきまして、1つ目が、事例紹介としてJFEスチールさんが倉敷で革新電気炉とすることを発表されています。既存の大型の電気炉では製造できなかつた高品質、高機能の鋼材の供給ができるようにするということです。これ自体を今日は言いたいわけではなく、まず、これに係る投資額、3,300億円の投資がかかります。

次、ページをめくっていただきまして、次は日本製鉄さんです。こちらは3つの革新電気炉を導入するということで、これは1兆円弱の投資額でございます。我々は何のためにこれをやっているかというと、GHG削減のためだけにこれをやるということでござります。今までどおり物を作るほうが品質の面でも楽ですし、コストもかからないというということなんですが、我々は、CO₂削減のためにこの巨額の投資を決定しているということです。さらにキャペックスが大きいというだけじゃなくてオペックスも、例えばいいスクランプを調達しなければいけないとか、グリーン電力を調達しなければいけないとか。オペックスも上がります。そういう覚悟の上に我々は脱炭素に取り組んでいるということをまず御理解いただきたい。

次のページなんですけれども、我々は、鉄鋼プロセスで排出削減をする、そのGX価値をカーボンフットプリントに直接反映させる方法、先ほど言及いただきましたけれども、アロケーション方式というものを開発して、これをガイドラインにしっかりとしたためということをやりました。

それ以外に、非化石電力を活用した電気炉による鋼材の製造というものです。これもコストをかけて実行していくということです。それぞれについての、どういう商品なのか、どういう算定の方法なのか、製造方法なのかといったものを明らかにしております。

次のページをお願いします。これも、我々というよりは、まず、経済産業省さんで、昨年度GX推進のためのグリーン鉄研究会というのを開催していただきました。じゃ、どういう対象がGXに資するのか、どういうものが支援の対象として重要なのかということをしっかりと定義づけをしていただきまして、先ほどのようなGXスチールのガイドライン、非化石電力のガイドラインというものにつながっていったわけでございます。

特にこのGX推進のためのグリーン鉄については、極めてコストがかかるということで、政府による優先的な調達や優先的な購入支援というものを導入していただくと。強度の高

い政策を投入していただくということをお約束いただきて、設備投資に対する供給側の支援だけではなくて、要するに市場を形成する需要側の支援ということをしっかりとお約束いただき、それがどういうものかという定義を我々としてつくったという流れでございます。

次をお願いします。あの2枚は、1個目はグリーン購入法の物品のほうです。原材料に鉄鋼が使用された物品について、グリーン購入法の対象とすると。具体的には、ただの鉄鋼ではなくて、先ほどのガイドラインで定義されたものであります。それから、共通の配慮事項にも、電気炉でつくられた非化石電力を使って作られた鋼材みたいなものを配慮事項に設定するというところまで御提案いただきております。ありがとうございます。

次は土木、公共工事です。こちらも、昨年度、我々は4品目を提案させていただきました。今年度はやはり2品目、ここにございます外のり一定のH型鋼、それから高力ボルトを提案したんですけども、残念なことにこれはロングリストに入りました。ただ、試行工事の形で検討していくというところまで来ている状態でございます。

残りの2枚は、この後、議論のところで使わせていただこうと思っていますけれども、簡単にその課題感に触れさせていただきますと、先ほどもこの検討会でやっていく内容を簡単に御説明いただいたのですが、どちらかというと表示のところで出口が終わっているような少し印象を受けました。今、私が説明させていただきましたように、GX転換にはすごくコストがかかると。表示をしただけで本当に脱炭素のための我々の取組をちゃんと評価してもらえるのかなというところが非常に危惧するところでございます。性能が変わらなくても、我々が脱炭素化で発生したコストを、ちゃんと製品を通じて社会で負担していく仕組みみたいなところまで、なるべく早い段階で議論を煮詰めていただくということを期待しております。また後ほど議論させていただきたいと思います。

以上でございます。

【高村座長】 ありがとうございます。堂野前さん、どうもありがとうございました。
それでは、今、議題の(4)、(5)、それから日本鉄鋼連盟様から御紹介いただきました。これまでのこの議題(4)、(5)と事例の御紹介を踏まえまして、これから委員の皆様から御発言、御議論いただきたいと思います。特に論点を事務局から示していただいておりますけれども、論点の1、対象製品・サービスは何か。論点の2で、対象とする取組は何か。論点3、既存制度との連携を具体的にどのように図っていくか。この辺りを中心に、委員の皆様から御意見、あるいは御質問があれば御質問いただこうと思います。

委員は5人しかいませんので、今日はまずそれぞれ皆様に、この検討会での議論全般も

含めて何かあればそれも含めまして、御発言いただこうと思っております。もし差し障りなければ、こちらからですけれども、根村委員、伊坪委員、それからオンラインで御出席の谷川委員、西尾委員の順番で御発言いただこうかと思います。よろしいでしょうか。

根村委員、よろしくお願ひいたします。

【根村委員】 根村でございます。よろしくお願ひいたします。御説明を頂戴したのですけれども、私にはいろいろ分からぬことばかりというのが正直なところです。

一番最初に理解したいのは、脱炭素製品の価値というのをどういうふうに捉えるかというところと思っています。各省庁さんで、それぞれもう既に表彰制度等があって評価されているわけですよね。それをさらにここでどういうふうに評価していくかというところの整理が必要と感じました。鉄鋼連盟さんからお話をあったように、表示すればいいのかというところにそれはつながっていくかと思いますけれども、屋上屋を架すだけになってしまわないかという懸念も感じるところでございますので、ここで検討できたらよいと思っています。

それから、ラベルについてです。資料6-1の1ページ目に、消費者への視点ということで要件1で述べられている「グリーンウォッシュにならないこと」は非常に大事な視点ですが、これはつまり信頼性がどうかというところだと思います。表示をつける際に。どう信頼性を担保していくかということが、ここで非常に大事になってくると思いますので、そのところもこの会議の中で検討されるとよいと思いました。

以上です。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、伊坪委員、お願ひできますでしょうか。

【伊坪委員】 どうもありがとうございます。

まず何を評価の対象とするかということなんですかとも、ページ5にあるB to BとかB to Gといった辺りがまずベースになって、議論のたたき台になるのかなと思って見ているんですが、これらを対象にというところからスタートするのもありますけれども、もう少し消費者を対象にということで考えていくとすれば、サービスにもう少し軸足を置いてもいいのかなとは思っています。例えば、レストランとかホテルといった観光サービスとかも含めた形で見ていく。あと、金融系のサービスとかITといった方向も、例えばデータセンターといったものも含めて見るというところがいいのかなと思っていますというところが1つです。

基本的な部分ではあるんですけど、対象とする製品・サービスというところで、一つ一つの商品を見るんですねというところは想定はしてはいるんですが、一方で商品群を対象に考えるというのもあり得るかなと思っています。例えば、次世代燃料の水素、アンモニアは一くくりで認めるということもあり得ると。一方で、これを商品レベルにということになったときに、なかなかどうくるのかというところは、燃料系とか次世代燃料を対象にといったときに、むしろ難しい一面もあるのかなというふうにも想像いたしました。

なぜそういうことを言うかというと、1つ運用の仕方を考えたときに、タクソノミーのアプローチを、今回のベンチマークとして使うのか、使わないのかという辺りを思っています。消費者を対象に情報を訴求していくときには、やはりなるべくシンプルなほうが分かりやすいだろうと思うんですよね。

そうしたときに、先ほど星でとかというのもあって、それはそれで一つの単純化だろうと思うんですが、もっと単純に言うと、丸か、そうでないかというレベルで示すと、非常に単純化できる。ただ、その根拠はしっかりしていないといけないので、そこに定量情報をしっかりと導入をして、C F Pの例えれば全体で見た場合に3割以上削減しているというのを要件にして、そこがちゃんと確認ができる。それもしっかりと検査・監査もされた上で認証できるというものについては積極的に認めていきましょう。

先ほどの冒頭、グリーンウォッシュをといった一面も非常に重要なと想いますので、そこはきちんと定量情報、それもルールに基づいた形で実施されたものを基にして認証していく。それをなるべくシンプルなアプローチで見せるというところの組合せが必要だと思っています。そう考えたときに、商品ごとに決めるというのもいいですし、商品群レベルで選ぶというのも一つの考え方かなと思いました。

もう一つの観点は、やっぱりこれまでの御説明等も踏まえて、ライフサイクルベースの定量情報を1つ柱に考えるということなんだろうと思います。そうしたときに、やはりよりどころが必要だ。つまり、ラベルで言うとP C Rに相当するものです。これがあるというものからスタートしたほうが、多分着手はしやすいだろうと思います。これまでL C Aをやっている人たちやラベルをやっている人たちは、ルールをつくる、P C Rをつくるところに相当な御苦労をしてやっていますので、こういった辺りはうまく利用していくいうことがいいんじゃないかなと思います。

あと、やはり効果としてはなるべく最大化を図っていきたいということだと思いますので、削減効果が大きそうなところ、社会的なインパクトが大きそうなところというところ

に加えて、既に算定ルールが整っているところも併せて考えた、バランスを考慮するというのがいいんじゃないかなと考えています。

以上です。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御出席の谷川委員、お願いできますでしょうか。

【谷川委員】 ありがとうございます。まず、議題（1）に関わる全体的なお話をした上で、今回御提示いただいた論点について質問等をさせていただければと思います。

まず、GXの実現に当たりまして、本日のテーマとなります、いわゆる脱炭素製品の需要創出は不可欠なものだと認識をしております。今回、継続して検討の場を設けていただいたことに感謝申し上げます。他方、様々な場で多くの方が述べられていますように、脱炭素に関する関心や問題意識を具体的な購買行動につなげていくことは非常に難しいと考えております。先ほど御紹介のありましたグリーンスチールのように、特に既存の製品と性能の差異がないような場合には、そのハードルは1段も2段も上がるものと理解しております。

評価・表示が需要喚起のための重要なピースであることは間違いないと思いますが、脱炭素製品を選好する消費者や需要家の存在を前提に、分かりやすさを追求するだけでは不十分であると考えております。検討の前提といたしまして、既に多くの表示制度がある中で、新たな表示によって脱炭素製品が評価され、官民による調達・購入の着実な増加につながるかどうか、十分に検証いただきたいと思っております。既存の各種認証等と類似の制度をいたずらに設けることはやはり避けるべきであると考えております。本検討会が目指すところ、アウトカムをより明確にしていただければと思います。

脱炭素製品を供給あるいは調達する企業といたしましては、脱炭素製品に係る市場環境が整備されて、需要の予見可能性が確保できなければ、設備投資や調達等に踏み切ることは基本的に困難であると考えております。資料にもございましたが、製造・調達コストの削減、脱炭素価値の訴求、市場の確保・拡大と一体で展開される必要があり、他の施策・取組等と有機的に連携させることが重要であると考えております。

今回新たな制度を検討するということであれば、政府調達等を通じた初期需要の創出策や、訴求の具体的な方法と一体で構想することが不可欠となります。また、国内のみならず国際的な基準・制度との整合性についても十分検討いただきたいと考えております。

その上で、まず対象製品・サービスが何かという点につきましては、3ページにおいて、

方向性の案として、最終製品を優先して対象とする一方、まずはB to B、B to G市場での需要創出にフォーカスするという方針を御提案いただいたものと理解しております。この方針で進める場合の仕上がりのイメージについて、確認させていただければと思います。例えば、先ほど御説明のあったグリーンスチールを使用して自動車を製造する場合、あるいはグリーンケミカルを使用した家電の場合、中間材としてやり取りされる製品の環境性を最終製品に表示していくということになりますでしょうか。その場合、例えば消費者が最終製品の表示を見て、その意味を理解することがなかなか難しいのではないかと思われます。また、表示された中間材の環境性能が、最終製品にとってどれほど重要なものになるのかといった点も考えなければ、かえって表示の信頼を損ねる可能性もあるように思われます。これらについて、どのようにお考えなのか。もし現時点でお考えがあれば、御教示いただければと思います。

また、4ページでは、製品が選択的に購入されるための環境については、「既存施策も活用し並行して検討」とございます。検討に際しましては、ぜひ各業種におけるGXに向けた取組と当該製品に関する市場環境の実態を供給側・需要側双方の視点で十分に御検討いただきたいと考えます。

続きまして、2番目の、対象となる取組は何かについてです。6ページ目に記載されている検討の方向性につきまして、こうした表示が実際に消費者・需要家の行動変容につながり得るのか、やはり十分に検証いただきたいと考えております。特に評価方法を縦比較するということで今回御提案いただきましたが、評価される側としては比較的取り組みやすいと思われる一方で、表示を見る消費者側はそれをどう受け止めればいいのか、迷われる部分も出てくるのではないかと考えます。こうした課題について、どのように対処することができるのか、もし何かあればお伺いできればと思っております。

最後に、既存制度との連携につきまして、先ほど日本鉄鋼連盟さんから御紹介いただきました鉄鋼業界における官民の取組は、他分野においても横展開が可能な先進的事例であると受け止めました。こうした既存の取組を最大限活用しつつ、他分野を含めて脱炭素製品市場を創出するための具体策につきまして、各業種の特性を踏まえつつ検討いただければと思います。ぜひ環境省ならではの施策にも期待したいと思っております。

11ページに、既存の環境ラベルを補完、とございます。各種表示制度について整理いただいておりますけれども、これまでの既存のラベルにおける問題点、また、「取組の度合」の表示や「ラベルの信頼性」を高めることが消費者や需要家の行動変容にどこまでつなが

るのか、具体的に検証されている点があれば、お伺いできればと思っております。

最後、少し細かくになりますが、やはりラベルの数が増えてまいりますと、消費者にとって分かりにくくなる、また、企業にとっても限られた製品のパッケージのスペースなどに表示することが負担になってくることがございます。内容面での補完ももちろん重要ですが、表示の量を減らすということも併せて御検討いただければと思います。

以上です。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、同じくオンラインで御出席の西尾委員、お願いできますでしょうか。

【西尾委員】 最初に確認させていただきたいことは、本検討会で重視すべきことは、脱炭素製品に対する顧客や消費者の需要喚起を促進するような製品評価や表示スキームを提示するということですね。その際、脱炭素製品の価値を正しく厳密に評価し、表示することはグリーンウォッシュの観点からも重要なことです。

しかし、カーボンフットプリント試行事業のときからもううすれど、環境負荷を厳密に評価するために、物差しを厳しくしたり、表示方法も厳密化すればするほど消費者には分かりにくく、かつ、事業者側の算定や導入の負荷も大きくなります。その結果、カーボンフットプリントの算定に取り組む事業者も限定的であり、また、算定しても製品に表示しない、結局、市場に浸透せず、消費者の需要喚起につながらない、ということを何度も何度も繰り返してきたかと思います。このような反省の下で、現在は、国ではなく、業界団体や民間が主体となって、それぞれの目的のために、脱炭素製品を評価する多様な仕組みが氾濫しています。中には、とてもゆるい仕組みもあるかと思います。そのような中で、国が中心となって、交通整理をしたい、評価方法の整合性を高めたい、国際的競争力をを持つ標準的な表示をつくりたいというのは非常によく分かります。しかし、グリーンウォッシュにつながらない厳密な評価方法や表示方法を提示することと、需要を喚起し、脱炭素製品に対する認知や選択を高めることと、どちらをより重視して議論をすすめるのか、確認したいと思います。

一方で、脱炭素製品の需要喚起は製品の評価や表示ラベルだけで対応することは限界があります。たとえば、カーボンプライシング制度のように、脱炭素効果の多寡を価格転嫁し需要を減らすという方法や、投資家のE S G投資戦略を活用する、あるいは冒頭で経産省さんが紹介されたG X需要創出への貢献といった他の施策とセットで考えないと、需要の喚起は難しいと考えます。この検討会では、これらの他の推進施策との関係はどのような

に考えて進めるのでしょうか。まずは、これらの関連施策とセットで考えることはせずに議論を進めるとしても、検討会で議論し整理した評価方法や表示の在り方は、少なくとも、これらの施策に反映され活用されるようにすべきだと考えます。

もう一つ細かいことを言えば、すでに投入され活用されている、さまざまな類似のラベル制度や表示ラベルについても、それらとの相違や関係についても整理をしたり、言及したりするのでしょうか。

最後に、ここで言っている脱炭素製品とは、いわゆるLCA全体での脱炭素でしょうか。それとも、製品やサービスの出荷時に表示するということは、原材料調達から生産までのいわゆるCradle to Gateの範囲のことで脱炭素ということでしょうか。私としては、生産段階までの脱炭素製品の選択を促すだけでなく、消費者が脱炭素型ライフスタイルを自ら実践するようになってもらうことが重要だと思うので、消費者の消費や廃棄段階での負荷にも気づき、理解し、行動変容を促せるような表示も是非とも検討すべきだと考えます。脱炭素型製品の範囲を教えてください。

以上です。

【高村座長】 ありがとうございます。

今、委員の皆様からそれぞれ御発言いただきました。この後、一度、事務局にお返ししようと思うんですが、私も発言させていただこうかと思います。私が発言した後に事務局に一度お答えいただきますけれども、それを受け、もし委員からさらに御発言の御希望があれば、2巡目のセカンドラウンドの御発言をいただこうと思います。あわせて、セカンドラウンドの委員の皆さんのお発言と、加えて本日は多くのオブザーバーに参加していただいているので、オブザーバーの皆様からも御発言の御希望がありましたら、御発言いただこうと思います。そのような形で進めさせていただこうと思います。

それでは、私から少し発言させていただこうと思うんですけども、とはいって、もうほぼ委員の皆様から御指摘いただいたところがほとんどです。

恐らくこのグリーン製品あるいはGX製品、呼び方もありますけれども、こうした製品をしっかりとライフサイクルで評価していくと。冒頭に関谷局長からもありましたけれども、需要喚起をして、企業の、事業者の努力がしっかりと評価される市場をつくる、環境をつくるという意味でいくと、私は表示について言うと、今回これまでとやっぱりかなり段階というかフェーズが変わるというふうにも思って伺っておりました。

つまり、ちょっと言い方は悪いですけれども、何となくグリーンではやはり公正な市場

ってできないし、需要家や消費者が選択してくれない。先ほど根村委員が信頼性という話を消費者の観点からおっしゃられたんですけれども、つまり信頼性がある方法論で、その情報がしっかりと伝わるということが、需要家の選択、消費者の選択につながると思いますし、ひいてはそうした需要喚起をしていくことになろうかと思います。

これは2番目に申し上げようと思うんですけども、その意味で、今回の議論をするときにやっぱり質の高い、環境省的には環境十全性のあると言ったほうがいいのかもしれませんけれども、こうした水準の製品・サービスの評価の基準というのをやっぱり持つ必要があるんじゃないかなと思います。

これはほかの省庁でも、今日、経産省、国交省からも御説明いただいたんですが、企業の皆さん方が国際標準との整合性とおっしゃるのは、やっぱりその意味があると思ってます。かなり業界団体から、国際標準との整合性というのは、繰り返しやはり御意見があつたと。この場ではなく、ほかの省庁の議論の場でもあったと思っています。その点はまず1点申し上げたいと思います。

2つ目が、御質問もありましたけれども、評価の方法論について、何らかのフレームを議論する。あるいは、それをどう使って需要喚起していく。表示って、多分one of themだと思うんですけども、恐らく表示だけでなく、先ほど堂野前さんからもありましたが、いろいろな政策と結びつけていくということが必要なんだと思います。

そういう意味では、先ほど言いました高品質の評価のフレームなり基準というんでしょか、枠組みをしっかりとくるというのは、1つ重要な点だと思っています。かつ、やはり表示に特化をしても、これもどなたかおっしゃいました。これは平山さんがおっしゃったかもしませんが、恐らく表示を誰に対して行うか。つまり、建築だと、恐らく設計時に設計士さんが理解できるという意味では、プロフェッショナル仕様の情報。他方で、根村さんがおっしゃったように、消費者にしっかりと伝わるという、一般的な製品ですね。最終需要家がお店で選ぶようなシチュエーションでの表示というのは、多分情報の提供や情報の出し方が違ってくるようにも思いますので、ここは事務局で今お考えがあればですし、あるいはちょっと整理をしていただくと多分いいんじゃないかなと思った点でした。

3点目が、伊坪先生からあった、何からやりますかと。これは、私も少し検討いただけたといいと思っています。やっぱり今既に一定の方法論なりデータセットがあるものというのは、極めてプラグマティック。早く動かすという意味でも重要だと思いますし、社会的インパクトのあるものというのも非常に重要な示唆だなと思いました。今、建築物を検

討されて、これからデータセット、方法論をつくっていかれるということなので、そことやはり連携するというのは、対象製品を考える上でもいい連携ではないかなと思います。

最後です。これは伊坪先生と谷川委員が共通して御指摘になった点だと思うんですが、資料6－2の2ページ目の辺りですかね。その下のところにもうちょっと説明があると思うんですが、取組の度合いの評価の方法についてです。これは谷川さんが非常に的確におっしゃったと思うんですけれども、企業さんの縦比較というのは一つの方法なんですが、他方で、縦比較をするということになると、果たして事業者間の公平性が保たれるのかという懸念を持ちます。つまり、先駆けて取り組んできた事業者、製品の排出を減らしてきた事業者の努力はどう評価されるのか。

それから、伊坪先生から木材の話がありました。サービス、例えばリースとかシェアリングなんかもそうだと思うんですけれども、こうしたものをどういうふうに。促していくこうとしているわけですけれども、それをどういうふうに評価するのかという点でいくと、縦比較の一つの課題と、それから同時にどういうふうに排出を全体としてより減らすほうに。企業さんからすると、より排出を減らすサービスや製品を提供した人がしっかりと見返りがもらえるような市場をどういうふうにつくるかという意味で、むしろ縦比較を主軸というのは、これは苦労して、多分、当面はとつけていらっしゃるのはいろいろお考えがあると思うんですけれども、ちょっと課題も含めて、これは市場の公平性の観点、事業者間の公平性の観点から考えていただくといいんじゃないかと思いました。

これは特に政府調達、公共調達をやろうとすると、やはり政府がよりグリーンなものを調達するときに、一方で当然縦軸で努力をされているのは分かるけれども、より排出の少ないものが選ばれないということが調達上いいのかどうかということにもなってこようかと思います。これをどういうふうに使っていくかという用途の点とも関わるかなと思いました。

いずれも先生方が既に御発言されたことでカバーされているんですけども、同じように感じた点を発言させていただきました。

それでは、一度ここで事務局にお返しをし、恐らく出た意見を踏まえてまた検討されると思うので、お答えいただける範囲で結構ですので、お願ひできればと思います。

【小野室長】　　たくさんのコメントありがとうございました。現時点での明確な答えは持っていないので、今日いただいたコメントを持ち帰って、また議論を進めていきたいと思っております。

少し今後の議論の題材として、私の考えというのを御提示させていただくと、主なコメントとしましては、何のための表示なのかというところがやっぱりあったのかなとは思っています。これは冒頭でも御説明させていただいたんですけども、やっぱりこの表示制度単体で脱炭素製品が売れるということはないかと思っています。ですので、様々な関連政策とセットで連携しながらやっていくと。だから、カーボンプライシングといったものとも連携しながら、将来的にはこういうマークがついているものが、ある程度価格的にもリーズナブルになってくるような世界というのを目指していく必要があるかなというふうには思っております。

ただ、移行期におきましては、必ずしも脱炭素製品が安いとかいうことが起こるかどうかというのは分からぬところもございますので、そういうものはしっかりと消費者のほうで区別ができるというようなことをしていくことも大事かなとは思っています。

国際規格の話も出てきたんですけども、確かに国際規格というのはしっかりと見ていく必要があるかなと思っている一方で、やっぱり世界に先駆けて進めていくような脱炭素の取組に関しましては、規格が追いついていないところもございますので、そういうところを日本としてどういうふうに考えていくのか。例えば、世界に先駆けて脱炭素を進めていくのであれば、規格を待ってからそれを売っていくということではなくて、規格に先駆けてそういうものをどんどん普及させていくといった考え方も必要かなと思うと、そことの差別化できるような制度というのも必要かなというふうには考えております。

すみません。全てにはお答えできていないかもしれません。

【高村座長】 ありがとうございます。事務局で、そういう意味では今お答えいただきましたけれども、今後検討していただく素材として今回の議論を生かしていただくという方向で。

もし委員の皆様から、さっきちょっと言い漏らしたんだけれど、あるいはこれをもっとぜひ言っておきたいということがあれば、教えていただければと思います。あわせて、オブザーバーで御出席の皆様のところで御発言の御希望がありましたら、まず委員を優先して御発言いただこうと思いますけれども、オブザーバーの皆様からもできるだけ御発言いただこうと思っておりますので、御発言の御希望をお知らせいただければと思います。ありがとうございます。オブザーバーの皆さん、札を立てて教えていただければと思います。

委員の皆様からいかがでしょうか。もしなければ、また途中で発言してもらおうと思いますけれども、もしありましたら手を挙げて教えていただければと思います。

それでは、オンラインで御出席の西尾委員。西尾先生、よろしいでしょうか。お願いいたします。

【西尾委員】 ありがとうございます。

今、事務局がこれからいろいろ議論が必要なんだということで、当然今あるカーボンプライシングその他の制度や仕組みへの対応も前提として議論を進めると伺えて良かったです。この点も含めて、どのような表示にすべきかを検討できればと存じます。

それを検討するにあたり、評価方法や表示方法でネックとなっている点や課題は何でしょうか。こういうところがうまく評価できていない、あるいは、表示において適切に表現できていないから、カーボンプライシングやESG投資にうまく活用できないんだという点について、是非とも教えていただければと存じます。

【高村座長】 ありがとうございます。多分、今、宿題を事務局に出していただいたと思いますので、西尾先生の宿題をしっかり事務局のところでテークノートしていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。もし委員からまた手が挙がれば、途中で御発言いただこうと思います。

それでは、オブザーバーの皆様に御発言いただきながら、委員の皆さんのお発言をお待ちしたいと思います。

それではまず、日化協さんからお願いします。

【日本化学工業協会（藤井）】 日本化学工業協会、藤井でございます。今日は非常に興味深い会議にお招きいただきまして、ありがとうございます。

資料の10ページ目に鉄鋼、化学、セメントと並んでいますけれども、実は鉄鋼さんやセメントさんと私共化学産業は本質的に違うところがございます。私共は化学やケミカルというものを作っているわけではなくて、膨大な種類の機能製品を作つて使っていただいているのです。従つて消費者の方は、別にプラスチックといつても、これが塩ビなのか、ポリプロなのかみたいことは普通意識されないですし、名前も知らない化学製品が例えればこれだけ環境負荷低減に貢献しましたみたいなことをただラベリングしても訴求しないであろうという懸念が大いにあります。

鉄鋼さんであれば、自動車のボディーで使われているから、鉄の製造時の環境負荷を下げるなら自動車製造でどれだけの負荷低減効果になるかということもよく見えますし、セメントさんであれば建築物全体に対するインパクトも分かりやすいと思うのですがが、化学

の場合には膨大な種類の素材が少しずつ使われているというのが、自動車でも建築でもある状況です。ですのでそれら膨大な種類の製品の少しずつの削減効果をすべて正確にはじいて、その数字を羅列してアピールしようと思っても、多分、全然訴求しない。むしろ、例えば今パソコンの中にC P Uのメーカーのラベルが貼ってあるような、あるいはある吸湿性の発熱素材のあるアパレルメーカーが消費者に提示するような、そういう素材価値のプランディングもその素材の環境負荷低減と合わせて訴求していく必要があると考えております。私共の作っているものがその高い機能を通じてどれだけ世の中に貢献していることをまずアピールしつつ、同時にそれらの化学製品の環境負荷低減努力も合わせて訴求していくようなそういうラベリングの仕方をぜひ工夫して頂けましたら有難く存じます。

以上です。

【高村座長】 藤井さん、どうもありがとうございました。

それでは、定期航空協会さん、お願ひしてもよろしいでしょうか。

【定期航空協会（乾）】 ありがとうございます。定期航空協会でございます。このたびは、このような機会にオブザーバーとして参加させていただきまして、ありがとうございます。

私も航空業界においては、皆様御承知のように、航空機燃料の代替でございますS A Fの普及について、現在、課題を抱えながらも普及に向けて取り組んでおります。今日お集まりの先生方をはじめ、関連省庁の皆様とこういった議論ができるに大変我々は期待しております。

手前の話で恐縮ですが、簡単にS A Fの現在の市場の様子、海外の様子を少し御紹介します。

アメリカの様子は、非常に我々は注目をしております。アメリカでは、S A Fの製造にかなり政府支援が入っているといえ、市場でしっかりと認知されて、様々な政策と絡んでこれが普及していると我々は分析しております。ある意味、原料の部分では農業政策でもあり、新しい産業を興すという観点で産業政策でもあり、そこに公的な資金が入ることを含め、新しい産業が立ち上がるということは金融業界も非常に歓迎しています。そういったユーザーを含めて、産業に対して有利な融資の条件を提示するなど、産業経済全体で非常にいい好循環が生まれつつあるのが、アメリカのS A Fの事例ではないかと考えております。

残念ながら、まだ日本ではそのようなムーブメントまでは至っていないと思いますが、

徐々にこういった製品・サービスに対する認知が広まっていくことが、まず第一歩にございますので、今回のこちらの検討会での取組というのが大きな試金石になると考えております。

航空業界では、SAFの活用により、企業が出張や貨物の輸送時に排出するScope 3の削減ができる証明書を、B to Bで御提供するようなサービスを始めておりますけれども、まだまだ認知されておらず、その信頼性についてしっかりと評価をいただけていないと思います。今後、我々も努力してまいりますので、引き続き皆様の御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【高村座長】 ありがとうございます。

この順番でオブザーバーから御発言いただこうと思います。まず、ジャパンサステナブルファッショニアライアンスさん、そしてサステナブル経営推進機構さん、電機・電子温暖化対策連絡会さん。今挙がっているのは鉄鋼連盟さんで、以上かと思いますが、もしまたありましたら教えてください。

それでは、ジャパンサステナブルファッショニアライアンスからお願ひいたします。

【ジャパンサステナブルファッショニアライアンス】 ジャパンサステナブルファッショニアライアンスでございます。本日は、この検討会にオブザーバーとして参加させていただき、発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

我々は、持続可能な社会における持続可能な繊維・ファッショング業界を目指して活動する団体でございます。現在ファッショングのサプライ企業を中心に、業界の川上から川下まで、業種を超えて約70社が所属しております。本日の議題でもございます脱炭素型及び資源循環型のファッショングを目指して活動しております。この場をお借りしまして、認識している課題のうち2つを共有させていただきたいと思っております。

まず1つ目でございます。脱炭素型や資源循環型の繊維素材あるいは服の構成パツツの供給におきまして、従来型の素材製品と比べますと、現状やはり生産コストが増え、その分、価格も上昇しているという実情がございます。ただし、ファッショング製品は世界規模で多種多様なものが流通しており、マーケット内でも非常に競争の激しい状況下で戦っております。ですので、その上昇分を最終製品にそのまま価格に転嫁していくというところはなかなか難しい環境にあるということになります。結果、それによって素材のサプライヤー企業としても開発や供給が進まず、流通の規模もなかなか大きくならないという構造

にございます。これをどう解消していけるかというところが1つ目です。

もう一つは、本日も議論の中で出ておりましたけれども、脱炭素型、それから資源循環型のファッショントの達成には、供給側の変化とともに、需要側である生活者の方々の変化も同時に必要であるということになります。それを一体どうやって促進できるかというところが2つ目の課題です。価値を伝える表示というのも、生活者の行動の変化を生む手段の一つであると我々も認識はしているのですが、特にファッショント製品におきましては、最終製品の価格というところがやはり購買を検討する際の重要なポイントであるということはあまり変わらない状況であります。ですので、脱炭素型製品の経済性の担保を確保していく仕組みづくりというところも並行して確立していっていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、サステナブル経営推進機構さんからお願ひいたします。

【サステナブル経営推進機構（鶴田）】 サステナブル経営推進機構の鶴田と申します。本日は、参加させていただき、ありがとうございます。私から、少し恐れずに2点ほどお話をさせていただけたらと思います。

私どもは民間企業という形で、環境のコンサルティングサービスなどもやらせてもらっておりますけれども、1つ、私どもの事業の中で、資料6-1のP4で書いていたいっている旧C.F.Pマークというものの運営も、移行をいただきまして、私どもで運営させていただいているという組織でございます。

C.F.Pにつきましては2009年からでございますけれども、もう一つ、これはシングルイシューといいますか、地球温暖化に特化したラベルでございますけれども、マルチクライテリアのラベルでエコリーフというものを2002年から運用させてもらっております。そのエコリーフとC.F.Pを統合する形で、今のSUMP-O E.P.Dというプログラムを運営させてもらっております。

そのような形で環境ラベルの一つであるのをずっと20年以上運営させてもらっている立場からお話しさせていただきます。やはり立ち上げというのも非常に重要なところではございますけれども、いかに運用させるかというのも非常に重要なところでございます。本当にここが恐れずに、というところがありますけれども、我々が本当に経営も含めた形の事業としてきちんと運用できるようになったのは、本当に最近でございます。それまで

20年という運用の中で世の中のニーズに合わせた形で大きく変えながら進めてきたというところをひとつお話しさせていただきたいと思います。

1つ御検討いただけたらと思っておりますが、6-2の12ページに今後についてと書かれておりますけれども、ここで評価方法というところが一番先に来ているんですけれども、重要なのは運用方法でございます。運用方法についてもぜひ優先順位を上げていただければと思います。運用方法というのは、もともとは目的に一番重要なところが来るわけなんですけれども、それが冒頭の資料であった、需要の支える市場を創出するということが重要だということの目的のために、やらなければいけないので、それをどういうふうに運用していくんだと。そのためにどういうふうな評価にしていくかというお話かなと思っております。やはり目的より先に算定のほうを固めてしましますと、目的に合っていない算定方法だと過剰にコストがかかるような、ここまで細かく計算しようとか、ここまで細かく検証しようというふうな話からスタートしてしまうと、非常に運用が難しくなってくると思っております。

もし民間移行で運用するとなってくると、非常に重要な視点になってくるかと思いますので、運用方法ということをぜひ重要視していただけすると幸いでございます。私どもの持っている知見等ございましたら、お話しさせていただきたいと思いますので、ぜひお願ひできたらと思います。

もう一つは、既存のラベル事業や認証制度との整合性や調整ということでいろいろ書いていただいているので、その整合性というのもぜひ御検討いただけすると幸いかなと思っています。

以上2点になります。

【高村座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして電機・電子温暖化対策連絡会、齋藤さんからお願ひいたします。

【電機・電子温暖化対策連絡会（齋藤）】 ありがとうございます。

今日の議論で皆さんもおっしゃっていました。表示というのは手段、ツールでありますので、何を目的としてやるのかというのを煮詰めていくということは大事だと思いますので、そこは今後の議論で詰めていくということかと思います。

それから、何を評価するのかということですけれど、企業（組織）の事業活動そのものを評価するのか、市場に提供される製品やサービスを評価するのかという整理も必要と考えます。例えば製品のパフォーマンスを評価するのであれば、市場にフィットしないとな

かなか需要喚起につながらない。一方、企業の活動を評価するのであれば、グローバルに E S G やサステナビリティ情報開示などと連携しないと、なかなか評価が上がらない。そこはきちんと整理をしながら議論したほうが良いのではないかと思っております。

以上です。

【高村座長】 御協力ありがとうございます。

それでは、堂野前さん、お願ひいたします。

【日本鉄鋼連盟（堂野前）】 すみません。もう手短に。私が言いたいことを結構言っていただいたので。

やっぱり需要喚起という目的を必ずしっかりと見据えて、この議論をしていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。自然にはやはり市場は形成されないと想いますので、大事なのは、官需・民需を強力に形成するための政策パッケージであると我々は思っています。そういう議論をまずしっかりとやっていただいて、そのための表示ということではないかと思いますので。我々は巨大な投資を一旦決めましたけれども、それを持続的に回していくかないと少ししか効果が出てきませんので、ぜひ投資予見性をちゃんと見られるような制度を導入していただきたい、政策を導入していただきたいということでございます。よろしくお願ひします。

【高村座長】 ありがとうございます。

石油連盟さん、お願ひいたします。

【石油連盟】 お時間もありませんので、2点だけ簡潔に。

先ほど定期航空協会さんから S A F のお話が出ました。定期航空協会さんともいろいろ意見交換させていただいている中で、やはり海外も含めてなかなかお客様の理解というのが進んでいなくて、ボランタリーに「飛び恥」を避けていただくということも難しいということは、勉強させていただきました。その中で、こういったラベリングを通じて、B t o B から始めつつ B t o C をターゲットにするという考え方非常に同意できるというところがありますので、ぜひ進めていただければと思います。

もう一点だけ。そういう S A F もうそうですし、その他取り組んでいる、隣の自動車工業会さんとも取り組んでいるバイオ燃料もあるんですけども、そういう中で、やはり政策とのリンクエージというところも非常に重要です。いかに低炭素価値が消費者に認知されていなくて、すぐには売れないといったようなところと政策とのシンクロナイズというか、そういうところを認識した上で「政策目標」を立てていただくような流れもでき

れば、よりいいかなと考えているところでございます。期待しております。よろしくお願ひいたします。

【高村座長】 ありがとうございます。

私が見落としている方はいらっしゃいませんでしょうか。すみません、本当に。先ほど申し上げましたけれども、御発言を非常に限られた時間でお願いいたしましたので、より詳細な、あるいは追加的な御発言、それからインプットがございましたら、ぜひ事務局にお知らせいただければと思います。

もしこの時点で事務局から何かございましたら。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、少し時間が過ぎてしまいまして、誠に申し訳ありませんでした。しかし、今日、そもそもどういう観点で、皆様の目的ということを随分しっかり議論すべきだと強調いただきましたけれども、本日の議論、大変貴重な議論、御意見をいただきましたので、事務局におかれでは、第2回以降の検討にぜひ反映していただければと思います。

それでは、今後の予定等について、事務局から御説明をお願いできればと思います。

【事務局（越智）】 ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、また委員の方々、オブザーバーの皆様に御確認いただきまして、環境省様のホームページにて掲載させていただきます。

第2回は、調整させていただきまして、令和8年2月24日に開催予定でございます。改めて日程の御連絡等させていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

【高村座長】 ありがとうございました。大変多くの、委員もそうですけれど、オブザーバーからも検討に対する期待を高く表明いただきました。事務局にも宿題がたくさん出ていると思いますけれども、ぜひよろしくお願いできればと思います。

それでは、以上で本日の会を閉会としたいと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。

――了――